

国法とソークラテースの脱獄問題

—— プラトン『クリトーン』篇を正確に読みながら ——

水*
崎
博
明

〔第一時間目講義〕 —— “愛国心教育” の置かれている状況の或る矛盾、そしてその解決の手続き

—

今日の教育状況においてはおよそ “国民教育” といったような言葉は或いは疎んじられ或いは憎悪の的とさえもさ
れていましょうか。何故なら、今日において最も重んじられなければならないのはただひたすら個人の生きる権利であ
り、その個人の尊さは断じてそれもまた “国民” であるというところへ従えられてはならないのだと、強く信

じられているようですから。かつこの考え方の下にあつてはまた「国家」というような言葉も同様で国家があらゆる時にその尊い個人の生きる権利に奉仕する義務を負つてその足下にひれ伏すことがあつても、その貴重な個人というものが国家に服すべき何の言われもないのだと考えられておりましようか。因みに、今日、我々およそ「思想」と呼ばれるものを研究するのだということとを建前にしている哲学者たちでも、特に若い世代の方々は国家というような問題をまさにその国家、というような言葉を用いながら何か意味ありげに研究するなどといったことは、ただ何か古くさい右翼だけがすることでもあるかのように忌避されるのが普通のようなのです。言つて見れば、「国家」というような言葉は、今日の我が国では総じて殆どタブーともなつているとさえ言つてよいようなのです。

しかしながら、それにも拘らず今日また所謂「愛国心」の教育といったようなことがどういった政治上の思惑がそこに罷り通つたのではあれ教育の現場の一つの課題となつていふことがあり、それは我々の好悪にも拘らずとまれ一つの事実だと承認せねばならないものとなつておりましよう。何故なら、それは最早合法化されているのですから。そうだとすれば、「愛国心」とやらを教育の問題として何か真面目に取り組もうとする時、その任に当たられる現場の方々は二つのあり方——個人はほぼ絶対的と言つてよい程に尊いのだと思ふモラルとそれと裏腹のおよそ「国家」といったような超越的でまた全体的なものへの嫌悪——それらのあり方の矛盾の中に突き落とされた自分というものを、恐らく見出されることではましようか。真実愛するべきはただに個人だけであるのに、愛する必要のない国家をまで愛することを教へなくてはならないなどとはおよそあつてはならないのではないのかと。

この講義の目指すところは、それ故、それなりの理由はあったのでしようが今日ではただ矛盾する二つのものになつてしまつている国家と個人というものを一旦その矛盾から解き放ちただ個人を個人として国家を国家としてただそれだけで純粹に考えて見る一つの工夫を凝らしてみるとここに置かれます。「矛盾を解き放つ」というのは、以下のようなことを考えてのことです。すなわち、矛盾が矛盾になり矛盾に苦しむというのはその両方を取らうとすることですから、その矛盾に苦しまないための一つの解決の策は詰まるところ両方は取らず片方だけを取るということになつたりもすることでしょう。しかしそれでは二つの考え方が無批判のままに肯定され或いは放置されるだけのこととなつて、我々の生きている場所のその全体として見れば党派的な対立と矛盾とが依然として温存されるだけのことにもなりましょうし、更にはまた無批判的に矛盾するものの方に組みするだけではそれが何時もう一方の思想へと反動的に組みすることともなつてしまふか、分かつたものではないことにもなりましょう。先の戦争において国家主義的であつた多くの教師たちが敗戦とともに一夜明けて侵攻して来たアメリカ民主主義とともに個人の尊厳を吹聴することとなつた恥ずべき変節を聞く経験を我々は幾度かはしたことでしたが、そのような変節である限りは何時また逆に国家主義の鼓吹へと変節はしないと保証出来るでしょうか。それ故、矛盾の解決はその矛盾する二つを各自が得て勝手に無批判的に自分のものとしてその党派に属する者の数を競うということだけでは根本的な解決にはならないように考えられましょう。従つて、我々は国家主義的な思想と個人尊重の思想とを矛盾するものならおよそその

「矛盾」という論理的な評価はどういう理由でなされて来るものなのかということを考えて見ることから基本的には対処しなくてはならぬように思われます。

何故に矛盾は矛盾だと評価をされるのか。それは矛について「どんな盾でも突き通すのだ」と言い、それと同時に盾について「どんな矛でも受け止めるのだ」と言うから、その二つの同時の主張が矛盾だとは言われるのであり、矛がただ一つの矛であるだけで盾もただ一つの盾であるというそれだけでは決して矛盾だとは言われぬことでしょう。されば、国家を嫌悪することを当然視する様々な発言も個人を絶対的なもののだと思わしめるような様々の発言もこれらを何とか努力して一旦括弧に入れ、ただ国家が国家であり個人が個人であるというそれだけの純粋な姿を見ることから所謂「愛国心」の問題も始めてみれば、矛盾に苦しむ状況も或いは何か幸福に仕方で解決をすることに恵まれないか。この予想が可能かどうか或いは問題でもありませんがそのために私が採用してみようとするとする手続きが、副題に示しましたように、古代ギリシアの哲学者プラトンが認めた『クリトーン』という題名の対話篇を正確に読みながら考えてみようということです。青年を惑わし国家の認める神々を認めず新奇な神々を導入したという廉で訴えられあまつさえ死刑の判決にまで処せられたソークラテースが処刑の日を目前にして獄中での或る早朝にその竹馬の友であるクリトーンから助ける用意があるから脱獄するように強く持ちかけられそして勧められたのにも拘らずその申し出を受け付けぬ旨を諄々と説く姿が描かれた対話篇でそれはあるわけですが、私の見るところ、恐らくはそのように諄々と説くソークラテースの言葉の中に、純粋な個人と純粋な国家と純粋な愛国心というものを我々

は認めるのではないかと思うのです。

なお、付言しますが、殊更「正確に読みながら」などと私は副題で言っておりますが、それは特に、巷間、人々のそのソークラテースについて口にしますのが彼は「悪法も法だ」と言ったのだという理解だからです。余りにも流布してしまっているソークラテース理解ですので、そういう理解もまた不幸にも生じてしまうこともなるような素地が或いは『クリトーン』篇の中にあるのかも知れませんが、右に不幸なと私が言いましたように、これでは国家権力の恣意的な合法化をも許容するような全体主義の親玉としてだけでソークラテースを見るところで終始し、今日の国家に対する嫌悪という趨勢に一層の理由を与えることにもなりましょう。だがしかし、我々が『クリトーン』篇を忠実に注意深く読む限りソークラテースが自らのその口から直接にそのような「悪法も法なり」といった言葉を語るシーンは何処にも見られないのです。だから私は、例えそのように曲解されるだろう素地があろうとも、本当に我々が学ぶようにということではそもそもソークラテースは『クリトーン』篇では何を言っているのかということが何にも増して注意深く見つめられ、或いは読まれなくてはならないように強く思うのだということです。

〔第二時間目講義〕——『クリトーン』篇の問題場面に至るまでの諸問題、「よく生きること」まで

前の時間は、題しましたように、「愛国心教育」の置かれている状況が一つの矛盾に苛まれたものであることを見ることから始めて、次いでおよそ「矛盾」というものはそこに語られている二つのことを同時に採ることの無理のことであるからには我々がそれらを同時に採れば矛盾に陥れるような国家についての様々な想念や個人についての様々な想念を一旦括弧に入れて判断中止——学問上ではこのことはエポケーなどと言われるわけですが——をし、国家と個人という二つの項をまさにその項として純粹に見てみる、純化する、そう努力して見てはどうだろうか。そしてその純化の作業を、彼のプラトンが描くところの『クリトーン』篇、刑死を待つ獄中において竹馬の友からの脱獄の熱心な勧めを断ったソークラテースがどのように国家と個人とのあるべきあり方を見つめ続けたかというその信念に学ぶことで遣ってみる、こうしたことを示唆したのでした。

さてそこで、我々は早速にもその作業に着手しなくてはならないわけですが、しかしながら、その着手も全体の我々の考察が基本的に『クリトーン』篇に基づくものでもあれば、我々にとり肝要な問題面に到達するためにも先ずは『クリトーン』篇そのものへの接近から始められるのでなくてはならないでしょう。そして、これは事実上先取りしてしまふことともなるでしょうが、我々にとって特に問題場面かと思われる箇所は拙訳の『クリトーン』篇の十一章（章分けは、或る西洋の学者のそれが一般的に採用されることになっているのですが）から末尾に至る最終場面だと言っても間違いなからうと思われまますので、冒頭から第十章に至るまでの範囲の議論が先ずは追跡をされるべきこと

ともなるでしょうか。

四

私としては皆さんにすでに『クリトーン』篇は御一読戴いたものとさせて戴いて、その上で第一章から最終章に至るまでの各章の内容見出しを示させて戴くことにしますが、それは別に配布させて戴きました抽訳と合わせ収めておきます『クリトーン』篇のレジユメでもその目次として示してしているものですが、左のようなものにもなりましようか。

第一章 クリトーンの早朝の訪れ、死に望み泰然たるソークラテースを起さぬ気遣い、訪れの理由、船の帰還

第二章 ソークラテース、船の帰還の報をむしろ有難いとしつつも帰港は今日ならずとしてその夢見を語る。

第三章 クリトーンの脱獄の勧め、クリトーンとソークラテースそれぞれの大衆の思惑に対する思い。

第四章 クリトーンのソークラテースを脱獄させる計らいの決意、ソークラテースの心配は無用とする説明。

第五章 クリトーン、なおもソークラテースに脱獄を勧め、脱獄に対する不同意の正しからざる理由を言う。

第六章 クリトーンのかかる熱意に対して、ソークラテース、自らを熟慮の人なのだと言う。

第七章 ソークラテース、誰の思惑をこそ尊重すべきであるかをアナロギアで思索する。

第八章 「魂・その損なわれてはならぬもの」の存在と「よく生きる」という認識

第九章 「よく生きる」という人生の原則からするソークラテースの脱獄の是非の共同考察と説得

第十章 「故意に不正を行う」ということをめぐって

第十一章 脱獄は故意の加害そのものなのだとなし、真実を国法と国家共同体との問答において見ることへ

第十二章 脱獄の正当化に対しての国法の「真実の立場」からする反論

第十三章 ソークラテースの脱獄の不正

第十四章 ソークラテースが祖国へ与えた同意

第十五章 国法を踏みこじる愚行、子供の養育のための脱獄なのだとする理由のなさ

第十六章 総括——ソークラテース、正義の遵守と国法への服従とを願う。

ぼんやりと右の目次を眺めているだけでも恐らく我々は『クリトーン』篇というものが何か一つ議論として動き出すのは竹馬の友クリトーンが何か熱心にソークラテースに対して脱獄を勧めたのに対しソークラテースその人が彼一流の仕方での熱心な勧めをその懐にじんわりと受け止めてしまい何か渡りに船とでも言ったようにすんなりとは聞き入れることをしなかった友の好意への抵抗という或る衝突からだということ、ほぼ容易く理解することが出来ることでしょうか。第三章から第五章まででクリトーンがあれこれと自分の思いを言い或いは用意を言って熱心に脱獄

をしてくれるようにソークラテースに勧めたのに対して、今や第六章でソークラテースはクリトーンの熱意には感謝しつつもそれが全うでなければ難儀も多いから脱獄するかしないかはよくよく見なくてはならない、そして自分は“自分の持ちものの中ではただただ言論のみ服する熟慮の人間なのだ”と言って返したその何だか重い衝突の中にあるということなのです。

さて今、翻って考えますに、我々は個人の尊厳ということを尊重する時に“愛国心の教育”とやらが忌むべき国家思想へと我々を強制するのではないかとなど警戒するわけですが、『クリトーン』篇のこの箇所に関する限りでは、友の身を思って配慮する個人とその配慮に感謝しつつも、和して同せず、自己の心底にあるものを率直にその友に示す個人とが存在するただそれだけであり、“個人の尊厳”はまだ殊更に持ち出されてはいないようにも一見見えることでしょうか。我々がここに見るのはあるがままに各自が率直に生きているその姿だけだともです。いやしかし、我々の“個人の尊厳”はここではクリトーンとソークラテースとのその“ありのまま”に、すなわち、その“ありのまま”であるが故の衝突“に見られるのだとむしろ言われるべきなのでしょう。率直さの衝突、ということの尊厳こそがここでは個人の尊厳なのだということなのです。そしてそれは、我々の場合のように、その尊厳は絶対的なものだから何ものをもその上には立たせない、まして況や国家権力をや、というような自己の尊厳の絶対視等ではなく我々がお互いに等しく生き合っているその相対的なあり方を文字通り引き受けているものであることにともかく我々は先ず留意すべきでしょうか。従って、我々は我々自身の問いを続けるためにこの「相対的な我々の率直の故の衝突」というこ

とがなおどのように動き続けるかということを見続けなくてはならぬことになるかと思ひます。

五

『クリトーン』篇は竹馬の友としての率直を尽くし終えたクリトーンをおきソークラテースその人の率直をなお見続けます。だがそこでソークラテースは何をまた率直に、その熟慮の人であることからして言ったことだったか。それは、端的に言つて、我々が相対的に生き合っているそのあからさまな場とは互いに何のかんのかと思ひ合い合っているその思惑の場なのだといふ覚悟と、その覚悟故の思惑の場所です。自らの採るべき生き方への決心とであると言へるものでしょうか。何故なら、ソークラテースは自らの脱獄問題を踏まえて

されば、どうすれば我々は最も程に適つてこれらを見つゝみることに出来るだろうか。もし第一に先ずはこの議論を我々が再度取り上げることにすれば、君がそれを諸々の思惑について論じている議論だが、どうだ、それは立派にそれぞれの時に語られておつたのか、それともそうではなかつたのか。すなわち、一方、諸々の思惑の或るものどもには注意を向けねばならないが、他方、或るものどもにはそうするには及ばぬと言ふ議論だ。(46

C 6 (46 D 2)

とこう言いながら、脱獄の是非を今自らの課題として自らの心底にはその課題の解決とはおよそ人々の思惑といふものの取捨選択を待つものなのだという思ひこそがあることを打ち明けています。ソークラテースのその

率直は、しかしその先に何をまた見続けて行くでしょうか。その点で対話篇を我々が追い続けるなら、我々はソークラテースがクリトーンとの間で、今度は衝突としてではなく同意と共感としてその取捨選択の当然を言い、取るべきは有用の思惑だと確かめ合うその姿を見ることがになります。個人の尊厳も思惑をまさに思惑のそのままに思惑することではおおよそ何か絶対的にその権利を肯定されるものものではあっても、おおよそそれに人が注目したまたそれを採用するその次のレヴェルではその絶対性は破られるべきものなのだとこう彼ら二人は端的に主張しているのだと思われることでしょう。古今東西、人類はかつまた各人はあらゆることを自由に思惑し続けてはその中からその偉大な遺産を勝ち得そして蓄積して来たわけですが、我々が冷静に思わなくてはならないのはその自由な思惑そのものがただその思惑であったというそれだけでそのように遺産となったのではなく、否、人類にとってそれが人類のために採用されるに値いしたからこそではなかったのかということではないでしょうか。我々はその意味で、個人は自由に思惑することを許されるべく尊厳ではあったとしてもそれが人類にとって採用されるかどうかというその点ではその絶対的な尊厳を否定されて相対化されなくてはならないことを承認せざるを得ないのではないかと思います。思想の自由・信仰の自由・内心の自由というようなことが多分は“個人の尊厳”を思う思いの一大背景でもあろうかとも察せられませんが、もしもそれらの自由が思惑レヴェルのそれであるとするなら、それらを人類が採用すべきかどうかということは決して自明なことではないのではないのでしょうか。そうだとすれば、このような範囲或いはこの限りで言われるような個人の尊厳というのも、同時にまた自明ではないことにもなるでしょうか。

かくて思惑は、人類のためには自ずから相対化されなければならない。しかしかく相対化されて或る思惑こそが人類には採用されるのだという時、その採用の基準ともなるべきものは何なのでしようか。我々は引き続き対話を追うことが迫られます。

六

かくて我々には『クリトーン』篇の第七章・第八章の二人の問答が語っていることを確かめることが課題となることとでしょう。そしてしかし、その問答の要点は次のように見られて来ることとしようか。今し方の第六章の末尾で思惑の採用とはその有用如何によるものだと確かめ合った二人は、その有用如何の確かめとは具体的にはどんな確認のことなのかと考え、それは例えば体育に勤しむ者にとっては医者や体育家の思惑だけへと注意を向けることだと答える。そしてそこにはその善きあり方とともに我々の生き甲斐も確保される我々の身体という大切なもののあることを見る。そしてこの一連の思索はそのままアナロジカルに正不正・美醜・善悪という問題場面でも思索をされ続け、ただ単にそれらを思惑するだけの人々の思惑をではなく、否、それらについて理解のある人の真実そのものをこそ大切に、身体よりも一層尊重すべき魂が損なわれないようにするのでなければならぬのだとされるのを我々は見るのだと言えましょう。

ただ単に多数者の思惑を尊重するのではなく、否、その人の思惑をこそ尊重するのではなくてはならぬ特定の人がい

るのだと彼らがなす時、そこには我々が揺るぎなく大切にしなければならぬ或いは身体が或いは魂というものが存在し、その揺るぎなく大切なそれらがそれらを守るべき専門家の存在を必然たらしめているのだと彼らは見るのだというわけです。我々が通常ほぼ無条件的に、“個人の尊厳”というものを口にしてはいるかと思われるのに対して、或いは身体を或いは魂というものを文字通りに真の意味で具体的かつ客観的なものとして提出し切っている、そこで彼らの見ようとする“個人の尊厳”の方が、我々のそれよりも一層切実でそしてしっかりとした手応えを持つものであることは、恐らく否定出来ないのではないか。無論、身体の大切さはおよそ自明ではあれ魂のそれが

いやしかし、彼のものとともにと、して見ると、我々にとって人生は生きられるとでも言うのであるか、それがもうすっかり損なわれてしまっているというのだ。そのものに対して不正は非道に振舞うが正は裨益するものであるが。(47E6~7)

と言われる時それがそれほど直ちに自明であるとは我々にとっては思われまいでしょうが、だからと言って敢えてその存在を否定することは何人もこれをよくすることは出来ぬその意味で、確かに一つの神秘であることだけは認めざるを得ないでしょう。そういうそこでこそ彼らは初めて“個人の尊厳”ということの端緒にしっかりと触れようとしているのではないかと思われます。だが、そこでどうなるか。彼らは思惑は或る思惑をこそ尊重すべきだとしていたこれまでの言論が再確認されたのだということ以上上の議論の成果を確認しよう一つの事柄の再確認の如何を確かめるべき言論へと移ります。その言論とは対話をそのままに引用するところ対話されるものであります――

ソークラテース

・・・。然るに更にまたこの議論を君はよく見てくれ給え。なおそれは我々にとってじっと留まっているか否かを。すなわち、生きることを最大のことにすべきではなく、否、よく生きることをこそということだ。

クリトーン

いや、じっと不動だよ。

ソークラテース

他方「よく」とは「美しく」と「正しく」ということと同じことだということは不動かね。それとも不動にあらずかな。

クリトーン

不動だよ。

(48 B 4 5 7)

ソークラテースとクリトーン二人の率直がともに和して「魂」という我々にそのとってその優れたあり方こそが望まれるという意味で或いはまた彼ら流に言われる “個人の尊厳” の相関者であろうものを認め遭った上で、その「魂」なるものの尊厳とはそれがただ生きるというそれだけではあり得ないのだ、否、それが「よく生きて」こそ語られることなのだというようです。しかし、何か難しい話になるようでもあります。続きは次回へ

〔第三時間目講義〕問題の核心——良心からする抵抗の権利の資格を俎上に上げること——へ

七

前の時間は特に我々が集中して考えて見ようと思っている『クリトーン』篇の第十一章から最終章までの範圍の議論へと至るそれ以前の各章での問題をスケッチすることに使われました。それはまさしく前回の講義の見出しとしたそのままでありました。今これを簡単に復習をしておきましょう。

一、第三章から第五章まででクリトーンその人の友を思う人柄をかけての熱心な勧めとソークラテースその人がそれに感謝しつつもそのまますんなりとはその勧めのままにせずよくよく考えてみるのだと受け止めてしまうこと、有り体に言って一つの抵抗となること、その意味で此処には彼らがあるが故に率直に衝突してしまうのだというその「個人の尊嚴」も見られるのではないかということを見つけたこと。これが第一点。次に

二、衝突し合う我々、すなわち相対的な我々はあからさまに思惑をし合って生きていることをソークラテースは覺悟しつつも、しかしソークラテースはクリトーンとともにその取捨選択の当然を決心する。つまり個人の尊嚴は個人が相対的であるその限りではその思惑に関しても尊嚴を保ち得ましようが、しかしそれが人類にとっても用いられなくてはならぬというレヴェルでは、その思惑もまた相対化されるのではないかということ、そして次に

三、その相対化の場所に身体や魂という我々にとって揺るがせには出来ぬ具体的で客觀的なものを彼らは提出し、

その切実で手応えのある「個人の尊厳」に初めて触れる形で我々がともすれば何か抽象的な仕方でしか語ることに出来ないそれを語り始めることになること、そして最後に

四、しかしその端緒的な思索も、その我々にとって切実なその魂の「よく生きる」生ということで何かを具体化したようにしているのではないかという示唆を得ていること

という四つのことを我々は見たのだということでしょうか。これらの上に立って、それ故、この時間の考察に今は向きましょう。

こうしてソークラテースとクリトーンの二人が問答を続けているのもそれは無論脱獄の勧めとそれに対しての熟慮の人の熟慮との衝突でありそれはすなわち脱獄の当否如何の問題を抱えてのことでしたから、今示唆されるに至った二人における「個人の尊厳」である彼らの所謂「よく生きる」ということもまさしくその抱えている問題を解くことの中でこそ語られて行くのではなくてはなりません。更にまた「よく」とは「美しく」と「正しく」ということと同じことだとも言ったのですから、言うまでもなく、脱獄の当否とは脱獄の正義を見出し得るかというそのことの問題だということにもなります。九章・十章の彼らの対話はかくては、無論、ソークラテースの脱獄に彼らは正義を見得るや否やということにもなるわけですが、だがしかしその「正義を見得るや否や」の問いはその考察の出発点があるのだとされて、先ず

A 人は断じて意図して不正は犯してはならぬ。それは絶対的な禁止であり或る向きでは犯すべき或る向きでは犯

すべからずというような相対的なそれではない。それ故——

B 人は不正や悪事を蒙った仕返しにおいてさえも不正を犯してはならない。

という一つのパラドックスが、恐らくは彼ら独自の“個人の尊厳”にも過ぎぬだろうその尊厳をかけて、表明をされます。そしてこの際ソークラテースは、このパラドックスと世間のオースドックスとの間には如何なる和解も存在することはないことを最早端的に覚悟するだけのようであることが我々には読み取れることでしょう。国家の権力以上にあるべきものだとする何に力を得てのそれであるかがよく分からない我々の“個人の尊厳”がではなく、否、人の世の通念とオースドックスに対して我が孤独の一人の魂のパラドックスに徹頭徹尾殉ずるのだというその“個人の尊厳”が、こうしてここには見られるのだと言われるでしょうか。“愛国心”などということが言われるわけですが、ソークラテースにあつては彼自身の“魂の国制”を守ることこそがいの一番に愛国心だったのだともまた言われてよいのかも知れません。——一寸した注釈を入れますがソークラテースの愛弟子プラトンもまたその大著『国家』篇の或る下りで、心ある人は財貨の獲得においても

いやしかし、とにかく眼差しを自らの国制へと向けて遣りながら、そして自らののである彼処のことどもの中の何かを財産の多寡の故に乱すことがないように見張りつつ、そうしてこそ舵をとりながら財産を殖やしたり消費したりすることであろう、彼が出来る限りに（五九一E1~4）

というようなことを言つて此処での我々と同じように“魂の国制”ということを行っていることがこの私などにはこ

ここでは思い出されます。

さてしかし、このパロドックスはソクラテースの竹馬の友クリトーンもその共有を請け合って、かくてそこでは次なる彼らの「魂の国制」を語り合うことになります。ソクラテースはクリトーンに問います。

それらが何でもあれ、人が誰かにそれらは正しくあると同意したことは為すべきか、それとも欺くべきか。

とこう(49E6-7)。クリトーンその人はすぐさま「それはなすべきさ」と答えます。こうして今や我々が集中を試し、考えてみたい『クリトーン』篇第十一章以下の対話へと彼らは彼らの魂の国制とともに入って行くことになります。

八

ソクラテースの「魂の国制」には、見られたように、不正の絶対的な禁止とそれを正しいとも同意したことの遂行の義務があったわけですが、第十一章冒頭の彼の言葉を見ますと従前には「魂の国制」は一人の人間の魂がその魂としての尊厳をかけて孤独に守るべきものだともされたようでしたが、彼が脱獄(或いはむしろ単に牢獄を出て行くこと)についてポリスを説得する、といったことを言うのを見る限りは、彼一人は断じて不正は犯さないといった形で信奉をするその正義もまた彼には説得し説得される言葉の遣り取りの中で万人に共有されるべきものだと信じられていることは、おおよそ明らかなことでしょうか。すなわち、一人の魂の「魂の国制」もおおよそその国制としてありつつもおおよそ万人のすなわちおおよそ国家たるものの国制でもあるべきことを思うということが、言葉を持つ人間のこと

なのだとソークラテースは見ているのだということです。第十一章冒頭では彼はこう問うています。

それらのことどもからしてだ、君は注意してくれ給え。此処から立ち去っては、それがポリスを説得しない上であれば、それは悪しき仕方である人たちに我々が働いていることにはならぬだろうか。そしてそれらを最も少なくそうせねばならぬその彼らに對してね。それともそうではないか。そして我々は踏み止まっているだろうか、我々がそれは正しくあると同意したことどもに。それとも否であるか。(49 E 9 ~ 50 A 3)

とこう。ここには、言うまでもなく、右に今語られたことがそのままにこう語られていると言われることでしょう。

1. 脱獄は不正である。

2. 脱獄の不正は犯さず正義を守ろうとするなら牢獄を出るといふ行為は、脱獄は不正だとするポリスに對してその行為の正義を説得すべきだといふ、その義務を持つ。

3. ソークラテースの魂が正義の遵守をその「魂の国制」として持つことは、同胞に對して或いは万人に對して或いは国家においてもまた「正義」の遵守が国制であるということでもある。

しかしながら、このポリスを説得するとか言葉の遣り取りにおいて正義をソークラテース個人とアテーナイ市民とが共有するとかといったことは、ソークラテースの竹馬の友ではあれおよそ哲学者と呼ばれる如き存在ではなく一介の富裕な大土地所有者にも過ぎないクリトーンにとっては、その理解のための確かなイメージがそのままでは決して与えられるものではないでしょう。我々はクリトーンがそこを正直に

僕は出来ないね、ソークラテース、答えることが、君が尋ねていることには。何故なら、考えつかないのだから。^{い。}

と答えるのを見ます。確かに「個人の魂の国制」が同時にアテーナイという国家のそれともまたなろうことが脱獄の正当の説得という言葉の遣り取りを通じて図られて来るであろうということクリトーンが思うことは、おそらく日頃から人間にとっての言葉の広い豊かな意味を思うことに慣れているソークラテースのようには行かないのは、全く当然のことでしょうか。それ故、ソークラテースは正義を遵守するのだという彼の「魂の国制」がまたそれらとともに一義的に正義を語って行こうとすることに相関するもの、すなわちアテーナイという国家の諸々の法とアテーナイというポリス共同体とを彼の言葉を交わす対話相手として導入して、彼と語らせることに致します。

そこからしてまたソークラテースは諸々の法が遣って来たその上で、またポリスという共同体が傍に立つてこう尋ねたとするならばなどと言って、それらにこう語らせませす。すなわち――

私に言ってくれ、ソークラテース、何を君はする積りでいるのかね。君の遣りかけているその所業でもって君が心に思っているのは諸々の法たる我々を破壊しかつまたポリス全体をもそうするのだ、君の勝手だという以外の何かだろうか。それとも君には思われるのかね、彼のポリスは存在し、転覆されてしまうようなことはないのだ。そこにおいて一旦生じた諸々の判決が何一つの力を持たずに一私人たちによって権威なきものとなり損なわれるといったポリスも。(50A8～B5)

ところ。そして続いてソークラテースは法と国家共同体とのソークラテースに対するこの反問は遵法精神に満ちた弁論家たちの応援演説に一方では必ず伴われよう、他方また我々の側からの再反論もあり得よう、私は脱獄する、何故なら、

不正を犯したからだ、我々に対しポリスが。そして全うならざる仕方て判決を下したのだから(50C1~2)ということもあるのだとこう言いますが、クリトーンその人もソークラテースの脱獄に対する反問、そしてそれに對する共感、我々の側からの再反論と言った一連の継起が、遵法を求める国家と遵法が自らのことでもある一人のソークラテースとの間では至極当然であることを今や理解し、ソークラテースが語って見せた国法に対する再反論を、それは最早我がことでもあるのだとでもいうように自らも對話に参加して

それをこそだ、ゼウスに誓って、ソークラテース。

と進んで言うことになります。このことは、敢えて言えば、ソークラテースのみならずクリトーンの「魂の国制」にもまた「對話の精神」が国制として整ったということだとも言えましようか。

だがしかし、その問答は続きます、国法はソークラテースの「魂の国制」の一つであった彼の「正しいと同意したこと」の遂行の義務」とまさにここで問いかけて来て、

ソークラテース、それらのことまでも同意されておったのであろうか、我々と君にとって。それとも踏み留まることこそがではなかったか、諸々の判決の何であれ国家が下したのものには。(50C4~6)

とこう言いつつ不当な判決への抵抗或いは無視或いは無効を宣言する権利を主張するソークラテースたちの国法に対してなす再反論そのものの、まさにその資格を組上に上げます。だがしかし、我々「個人の尊厳」は国家の如きにひれ伏してはならぬ、国家こそ我々の僕たるべしという思いで生きている者にとっては、何か直感的にこういう個人の抵抗権や良心の自由を否定するような傾きを持った思想は忌々しい思想だときっと思われることでしょう。かつまたかくも個人の良心の自由をその資格は何だと組上に上げる思想はまたどうやら国家の判決の効力の絶対ということを他方で主張しているものようですから、我々の危惧または反感は或いはその極に達することにもなるでしょうか。一体全体、何がソークラテースには探られているのでしょうか。加えて、今、思うに、まさにここからでもあったのでしょうか「悪法も法なり」とソークラテースは言ったのだとする巷間の受け取り方も生まれて来たというのは。何故なら、成程、個人の良心をかけた抵抗権を疑問視しそれよりは国家の裁定の方をこそ絶対視するのだとも言っているかに見えるこの下りは、良心に照らすならそれは悪だとも思われる立法をさえもそれが国家のそれである限りは合法なのだとしているかに我々にとっては見えませんから、それは如何にも「悪法も法である」と言っているのにも等しいことでしょうか。

しかしながら、この下りの持つ真意とは、また真実にもそういうことなのでしょう。我々としてはそのような巷間行われている理解に急いで組しソークラテースその人の中にも国家権力の称揚の代弁者を見ては「個人の尊厳」に対するに不当の権化国家権力」という対立構図を描いては力み返る、そういう何か不毛かとも或いは危惧される立場を

取ることに走ることを今しばらくは措き、個人の良心とか国家というようなことが真実如何なるものとして考えられているのかを出来るだけソークラテースたちの『クリトーン』篇での対話の真意に沿って理解することの方に、むしろ努力をしてみたいと思います。

〔第四時間目講義〕何故に国法は個人の良心からする抵抗権もその資格を問うべく俎上に上げるといふのか。

九

先ず、これは最も大事な問題場面ですから、ともかくも『クリトーン』篇の第十二章を繁を厭わずに読んで見るとに致しましょう。（『クリトーン』篇第十二章を読む）

さて、一応、我々は『クリトーン』篇の第十二章の問題的な場面での国法の側の言い分を聞いて見たわけですが、それは我々を十二分に納得させるものだったでしょうか。そこを考えてみるためにも国法の言い分を先ずは正確に聞くことから始めなくてはならないでしょう。はたして何をそれは言うのでありましたか――

“第一には”とこう明らかに意識しつつ国法がソークラテースに迫るのが、国法こそがソークラテースを設けたのだ”との認識となっていることを、我々は知ります。そして国法がそのことには婚姻をめぐる法と養育・教育をめぐ

る法との寄与とその享受とがあったからには、我々が驚くことに、ソークラテースは国法のもの、国法の子孫・国法の僕なのであり、ソークラテースの先祖たちもそうなのだと言いついてさえているのをまた我々は知らされます。国法の言い分では、我々が個人として尊厳であるよりも何よりも我々が生を享け人となるというまさにそのことにすでに国法が絶対的に君臨しているのだということを認識せよというようです。個人の尊厳も生あってのまた人であってこそ、そのそれなのだとすれば、我々が生を享け教育を受けたその時に我々に寄与したものは明らかにその我々に先立つ恵みなのだということを知るべしと、こう我々は要求されるものようです。成程、我々もまさしく我々が我々とも初めてなったその根源的な空間では我々は英語では *I was born* とまさに受け身でこそ言われるのであるし、また親たちも男の子に恵まれてとか女の子に恵まれませんとかと、やはりその空間を「恵み」というヴォキャブラリーで言うことを何かしら我々の習いとしてしまっているようです。

そこで、今、試みにそうした根源的な空間であることがその本質かと思われる「故郷」(ふるさと)ということをもぐっておよそ日本の詩人たちが語っているところを見ながら我々の「個人の尊厳」とか「良心からの抵抗」とかと言っていることがどのように歌われているかを見てみることにしたいと思います。何かしら我々の問題に対して示唆するところがあるのではないかと予想されますので。

先ず彼の室生犀星の周知の「小景異情」は「故郷」というものをこう歌っています。

小景異情

その一

白魚はさびしや

そのくろき腫はなんといふ

なんといふしをらしさぞよ

そとにひる鮠をしたたむる

わがよそよそしさと

かなしさと

ききともなやな雀しば啼けり

その二

ふるさとは遠きにありて思ふもの

そして悲しくうたふもの

よしや

うらぶれて異土の乞食かたぶとなるとても

帰るところにあるまじや

ひとり都のゆふぐれに

ふるさとおもひ涙ぐむ

そのころもて

遠きみやこにかへらばや

遠きみやこにかへらばや

(以下略)

誰にとっても明らかかなように、詩人はふるさとに対してとるその「距離」或いは「距離感覚」を歌っているのだと

言えましょうか。そしてふるさとが如何に詩人にとってかつては恵みそのものだったとは言え、今や自らの尊厳と意志とをかけて自らの人生を打ち立てつつあるその時においてはその恵みに甘えることをその尊厳のままに自らに禁じているようです。『ふるさとを捨てる』という言い方もふるさとについてはよくされるわけですが、ふるさとは或いはそれを叩き潰すというようなことで抵抗し否定するものではなく、その恵みには最早甘えることをしないのだとするただ自己の尊厳に立つその意味でそれを離れそれを捨てることで否定すべきものなのだと言人はまた歌っておりましょうか。敢えて言えば、ふるさとへのその距離感と自己の尊厳の覚悟に至るそのことがふるさとからの最後の恵みとでもまた言えましょうか。無論、このふるさとからの自立ということは幸福の中でのみ行われることはなく、最も代表的には彼の石川啄木の場合のように『石をもて追はるる如く洪民の、云々』というような一つの不幸の中で行われることもまた実にしばしばだったことでしょう。だがしかし、幸不幸の別はあれ、どちらの場合にも自立し去って行く者によってふるさとが破壊されるなどといったことは断じてなく、ただそこにあったふるさとからの離脱は自己の意志と尊厳との確保ただそれだけだったことでしょう。それ故、こうした文脈で考えるその限りでは、自己の良心からするその抵抗もその向う相手は自己の尊厳ということを最後の恵みとして恵み与えた祖国だということには直ちにはならず、何かもっと適切な仕方であることとなるのでなくてはならないかと思われまます。

「恵み」としてこそ考えられる国法や祖国はかくて個人の良心の直接の抵抗相手であることは戒められるのだと考えられるとしても、しかしながら国法が次に語っていることは以上の線上にそのままあることなのでしようか。「よろしい。然るに、お前は生まれ教育されたからには、お前は言うことが出来るだろうか、第一に、一方、お前が我々の者や子孫や僕やではないのだというように。自らがまたお前にとっての先祖たちからしてが。そしてもしそのことがその通りなのだとすれば、はたして平等ということでお前は思うのか、お前にそして我々に正しいことはあるのだと。そしてどんなことどもをまあこの我々がお前に対してしようとするにもせよ、お前にとってもまたそれらを仕返すことが正しくあるとお前は思うのか。云々」(50 E 257)

右の引用で始まる国法の言葉は、以下この『クリトーン』篇の第十二章一杯に繰り広げられているわけですが、我々はその要点を左のように見ることが出来るでしようか。

- 一、生を享け養育と教育とを受けた個人は国法と祖国のもの・子孫・僕であり、個人の先祖も然りである。
- 二、個人と祖国との間には正しさの平等は存在せず、従って仕返しの正義もあり得ない。
- 三、祖国は父母や祖先のすべてよりも尊く厳かで聖なるものにして、神々と知性ある人たちとの許でより大きな分け前においてある。

四、右の三から祖国の怒りには父親に対する以上にこれを畏敬し讓歩しその機嫌をとるべきであり、その命令に全

面的に従うか或いは説得しなければならず、祖国への暴力は神意に悖る。

先ず最初の「国法と祖国のもの・子孫・僕」と言い方には恐らく多くの方々が心穏やかならぬものをお感じになられることでしょうか。そして個人という尊厳なる存在の国家による「もの扱い・道具扱い」は到底許し難い思想だと怒り心頭に発しておられることでしょうか。そうだとすれば、そういう思想が導かれるのにその理由ともなっている「我々が生を享け養育や教育を受ける」というそのことに余程そのような思想を許すものがあるのだとすることでなくてはならないのでしょうか。しかしそれはどうということでしょうか。

恐らくこういうことが考えられるのだということでしょうか。我々は生まれた国或いは所でその生まれたままにその国やその所の言葉を学んで、その上でその国の或いはその土地の者となるのだということがあります。我々は日本語を学ぶ住まい方をしてこそ日本人になったのでした。東北人は東北弁を学んで東北人となり、博多の者らは博多弁を学んで博多の人間となりました。ここで言う「もの」とは、して見ると「もの扱い」「される」というようなその「もの」なのではなく、否、我々が優れて「ものにする」とか「ものになった」というその養育・教育の成就をこそ語っているのではないのでしょうか。子孫だとか僕だとかとも国法は我々を言っていますが、我々もまた自らを根っこからの博多っ子なのだとか博多で正真正銘の博多人になった、博多人たることをものしたことを口にしますし、自らの博多人気質をどうしようもなくその僕になっていることとしてむしろ誇らしげに口にしたりも致します。それ故、「もの・子孫・僕」という言葉はその国に或いはその土地に住まうことからの成就をこそ語りつつ、依然として祖国或い

は自らの育つ所の「恵み」を語っているのだとも考えられることでしょうか。

第二の個人と祖国との間に正しさの平等は存在しないのだという国法の言い分はどうでしょうか。その正確な理解とはどんなものとなるものなのでしょうか。何か端的に国法が言っているその言い方では我々の素朴に信奉をしているモラルとして、子は、父親に悪しく言われて言い返すことも叩かれて叩き返すこともしないのだ”ということがあるのを使い、その上に右に要点の三番目としてみた、祖国は父親や祖先よりも尊く厳かにして聖、云々”という主張を乗せて主張していることが見られます。すなわち、親という畏敬すべき者に子は仕返しなどしないしすべきでもないのなら、増して況やその親よりもより一層畏敬すべきものには仕返しをすべきではない。それ故、二つの間には正義の平等はないのだというわけです。因みに考えておきますと、紀元前三千年バビロニア第一王朝第六代の王ハムラビの彼の「ハムラビ法典」には例の、目には目を、歯には歯を”ということが正義なのだと規定されているのだと言われていますが、これが、「償いの要求」ということこそが、最も原始的な或いは古風な正義観だったのでした。そしてこの質朴な正義観はそれから二千五百年ほど下った古代ギリシアの悲劇の中でも、遣った者は遣られる”(ドラサンティ・パティン)という言い回しの中にまで脈々として続いていて、アイスキュロスの『オレスティア三部作』と呼ばれる『アガ멤ノン』『供養する女たち』『慈身の女神たち』という三つの悲劇は最愛の娘イーピゲネシアを夫にトロイア戦争遂行のための生け贄にされた妻クリュタイメストラの夫婦還後の夫の殺害、父を殺されたオレスティス・エレクトラー兄弟の母殺し、実の母を殺害したオレスティスに対する復讐の女神エリーニュエスたちの執拗な

オレステースの追跡、そしてこの復讐の正義のアレオバゴスの丘に開いた法廷の裁きによる合法的正義への変更とそれに応じた復讐の女神の慈身の女神への変貌といったことを描いておりますが、最後のエポック・メイキングな話しは差し置いて言えば、人間存在の悲劇的な状況をギリシアの悲劇は先ず復讐の正義の中で見つめたのでしょうか。すなわち、かくの如く、償うとか均衡を図るとかということでは正義を担保するということは古代においては人間の心情の中核をなしていたのだと考えられましょうか。しかしながら『クリトーン』篇は今ここでそのような均衡が図られるべきバランスにおいては個人と祖国とはないのだと言うことを主張するのだというわけです。つまり、原始的な正義観において、目には目を〃などと言われている時には目を償わせる者の権利は目を償なう者の義務と何の過不足もなく対応するのだとされてそこに正義が見られたのに対して、ここではその対応は親から子への方向ではあるべしされていきますが、子から親への方向では考えられてはいない、すなわち、所謂〃片務的〃な正義こそが語られていることを我々は見るのだと言えましょう。でそうした語り方がされる理由は何かと見ますと、今し方も見たのですが、祖国の父母や祖先に対する一層の尊厳と聖、そしてより大きな分け前を持つこと〃だとされるのを我々は見るわけです。しかしながら、我々は〃個人の尊厳〃をこそ先ず思いその尊厳の前にはむしろ国家こそがひれ伏すべきものだと思いますのでありますから、全くそれに逆行した国家こそその尊厳云々を語る思想は到底理解も許容もなし得ないところでしょうか。

〔第五時間目講義〕 祖国の個人に対する尊厳・聖・より大きな分け前とということの意味とは？

十一

先ず我々は原始的な正義観においては権利と義務との完全な対応が理由ともなっていて、そのことからこそともかくも正義が一つの安定した観念として古代の人々には与えられたであろうことを我々も推測出来るのではないかといった点から始めたいと思います。要するに正義の成立も我々がそこに理由の存在を見ているのだということです。それ故、今我々が直面している問題は彼らが我々の正義は片務的にあるのだとしたことにまさにその理由だとして与えたものがはたして眞実にも理由たり得るかどうか、一重にこのことの成否だということともなりましようか。

さて、我々は“祖国は母よりも父よりも他の祖先のすべてよりもより大きな分け前を持つ”のだと言われていることを考えるべきなのでしょう。此処では我々のようにいきなり“個人対国家、そして個人の国家に対する絶対的な優位”という対立の図式を考えるのではなく、その対立も個人が血筋において先立たれるが故に片務的な正義をそれらに対して負うのだというその“父母やすべての祖先よりも祖国はより一層、云々”とまさに言われて個人のそれに対する片務的義務のあり方がただ血筋の先後の故にという父母や祖先の場合とは異なり一段と大規模であることが告げられるようです。すなわち、父母や祖先はただ血筋における先立ちというその一つのことだけで個人に対して片務的な正義を負わせるその時に、祖国はまさに“より大きな分け前”でその片務的な義務を個人に負わせることの

あるものなのだと言っているのだということです。そしてその「より大きな分け前」とは如何なるものであると語られているかを見てみると、「神々の許でも人間たちの知性を持った者たちの許でも」というように言われています。思うに、この言い方の意味するものは何か。それは恐らく「神々や知性のある人間」とは我々がおよそ理由たるものを見出し正義を主張する、そのバックグラウンドにしてそれを保証するものであり、そしてそのようなバックグラウンドには祖国こそがただ一つ筋筋において先立って片務的な義務を子に負わせる父や母や祖先たちよりもまさに「より大きな分け前を持って立っている」のだということでしょうか。筋筋がその分け前として持つ正義はただ親や祖先への敬いというただそれだけであるかも知れませんが、祖国とはおよそ人間存在に対してそれが真実と行為の正しさを求めてその理由を欲する時にそれが言論されまた生み出される、その人間空間なのだ、「理由」の全空間なのということです。我々がそうした「理由の空間」の住人であろうとする時にその第一条にして根本条件であるものは先ずはその「理由の空間」への帰依こそでありましょう。そうして父母や祖先が子に先立つのと全く同じように理由の空間たる祖国はその住人に先立つつであり、その帰依にこそ始まるべしとのモラルにおいては先ずは片務的な義務を負うことは当然のことでしょうか。先に要約した『クリトーン』篇の第十二章の要点の第四では祖国への怒りに対する畏敬・讓歩、その命令への全面的な服従といったことが見られていましたが、それらは一重にこの「帰依」というモラルからこのことでしょう。しかしながら、この「理由の空間」の住人に対する片務的な義務の要求は単にそれだけに終わってはいないことにもまた、我々は十分に気をつけなくてはならないでしょうか。何故なら、「理由の空間」

はそれがあくまでも「理由の空間」であり続けるためにも祖国の命令というものもそれへの全面的な服従とともにそれに対して服従する者の側からの説得を要求するものとなっているのですから。「命令」に関しては祖国の権利・住人の義務ということでしょうが、「説得」に関してだと住人の権利・祖国の義務ということであり、最初の片務性も住民が「説得権利」を行使するようにと義務づけているところでは依然片務的だとも或いは言えましようが、この点に関する限りでは双務性を明らかに持つことになっているのだと言えましようか。

十二

前々章以来、我々はソークラテースの祖国に対する抵抗権そのものが組上に乗せられるべき理由を問うこのようにして祖国の住民の片務性とか祖国と祖国の住民との双務性とかといった概念に想到しつつもその問題は一重に祖国の住民の祖国に対しての説得の権利ということに帰着するのではないかという予想に、今や立ち至ったのかも知れませんが、どういうことにそれはなりましようか。

引き続き『クリトーン』篇の第十三章が語っておりますことは、我々が見た「理由の空間」の住人になることといふまさしくそのこと自身の問題となっているのだと言えるでしょう。何故なら、国法はソークラテースが脱獄するというその企ての不正を理由づけて

一、国法はソークラテースを生み、養育し・教育をし可能なすべての善美を分かち与えたこと

二、にも拘らず成人の曉にはポリスにある物事と諸々の法を見た上でそのまま住民として留まるか立ち去るかの自由をソークラテースに対しても公示していること

三、ポリスの住民として依然として留まることにその自由を行使した者はすなわちこの「理由の空間」の住民とこそなったのであり、そこでの片務性と双務性とに服すべきである。

というようなことを語っているのが見られます。そしてそれに続く第十四章ではソークラテースその人こそがその自由の行使の上でアテーナイのいうポリスの住民たることを自らのこととして選び、その「理由の空間」の人ともなったのではないかということをもソークラテースに対して迫るものとなっていることが見られると言えましょう。そしてその裁判においても国外追放の刑を申し出ることをせず例え死刑でもあれ法廷の裁決に服するというその「理由の空間」の人たることを選び取ったことをもまた思い出させています。国法は先にそれもソークラテースの「魂の国制」だとされた。それらが何でもあれ、人が誰かにそれらは正しくあると同意したものは為すべきだ」とされたその国制のことをここで思い出させ、その同意のそれが十分にソークラテースその人に発する同意であったことを言いながら、同意故の正義の実行をこそ、まさしくここで迫ります。

かくて今やソークラテースという一個人の尊厳は、彼がアテーナイという一つの「理由の空間」への十分な同意とともに住民となったことによってその義務の遂行というただ一つのこととなり、彼は最早その尊厳を理由にして彼の下にひれ伏すことをさせる国家も国家権力をも、我々が思ってしまうようなかたちで持つことは出来ないのだという

ことになっているのだと言えましょうか。そうした時、我々の信じて止まない「個人の尊厳」とはなお一体何処にそれが信じ続けられなければならない大切な理由を持って存在するのでしょうか。

恐らくその理由は先ず個人のかけがえのなさというところを求められましょうか。しかしながら、それともそもそもその個人をかけがえなく大切に思ってくれるその国家社会や祖国なしに認められることなのでしょうか。或いは個人はそのかけがえのなさという尊厳の故にそう思ってくれる祖国を足下にひれ伏すことをさせる権利までも持つのだのでしょうか。否、むしろ、かけがえがないというその個人の尊厳というものもその個人をかけがえがない者だとして慈しみ愛してくれる祖国の下でかけがえなく生きるべきその義務をこそ基本的には要求されているのだとさえ言われるべきものではないのでしょうか。そしてその義務においてこそその権利なのだ。

それとも或いは思想の・信条の・内心の自由というようなことが個人の絶対的なその尊厳を我々に語らせるのだというのでしょうか。しかしこれも決して我々の見て来たところの「我々とは理由の空間の住人なのではないか」というその真実以上に出ることは根本的には出来ぬのではないのでしょうか。我々は先に我々の意思の相対性ということを承認をするよう導かれていたのですが、ここでもまた依然として同じその相対性にこそ留まるべきことを知らねばならぬのではないのでしょうか。個人の尊厳をかけてなら、個人がまさにかけがえのない個人であればその意味では絶対的にどのような思想や信条や内心を持つことも尊厳であり得るけれども、それらもまた「理由の空間」のことであり人類にとっての有用如何の問いにおいて相対化されねばならぬことでしよう。それ故「個人の尊厳」というものは

それ程に自明なことではないことを、むしろ我々は覚悟すべきなのでしょう。

〔第六回目講義〕 残る問題

十三

『クリトーン』篇は最早あと第十五章・第十六章の二章を残すのみであるが、ここでは我々の主たる問題として来た「個人の尊厳と国家」といった対立を如何なるものとして最も根本的な意味において調和的に理解し得るものなのかと言った問題は、最早直接の問題として問題とされてはいない。それは最早、以上の対話によって解かれたのだとされているようです。何故なら、対話を取り上げるのはただソークラテースが不法にも脱獄したとしてどのような善をソークラテースは或いは勝ち得ることが或いはもたらし得ることがあるのかと問い、そしてその見込みなど何処にもないことを数々の場面で国法がソークラテースに語って聞かせるということだけとなっていますから。

それは

- 一、ソークラテースの知人たちにも類が及び、彼らもまたポリスを奪われ逃亡生活となり財産を失うことの明白
- 二、ソークラテースの逃亡がよく治められている国へのそれとなるならばソークラテースはそれらの国によって国の敵として疑念の眼で迎えられるだろうこと

三、ソークラテース裁判においてソークラテースを有罪とした人々に対しその裁定の正当を思わせるだろうこと、彼らはソークラテースを「青年を惑わす者」という廉で有罪としたのだったが、かくの如くにも法の破壊者でこそあったから。

四、彼らの疑念の眼にも拘らずアテナイにあった時と同様に徳と正義や諸々の法の人間たちにとっての最大の価値を依然としてソークラテースが彼らと語ろうとするのは無様な所業たること

五、されば行く先は混乱と放埒の国へということにもなるだろうが、そこでも余生のない老人の生への執念深さその他の不当なことをあげつらわれ、それを忌避するにはそれらの人々への阿諛と奴隸的な迎合しかないこと、或いはただただ食事のための外遊でもあるかのような生のみを生きること

六、子供たちの養育と教育のための脱獄なのだとすることも

イ、子供を亡命国へと連れて行けばそれは、所詮、外国人としての市民権を伴わないそれとなること

ロ、アテナイに残した場合の子供の教育もソークラテースが亡命して生きていれば優れて行われるのだと思うことは理由がないこと

ハ、ソークラテースの友たちのソークラテースの子供たちの養育と教育とはソークラテースの生死とは関わりなくなされようこと

七、子供たちも自らの生きる事も正義以上には価値あるものとしてはならず、我々黄泉路での裁きを待つ者なので

あること

以上、ソークラテースの脱獄が善きことをもたらすべき見込みが完全に塞がれてしまっているのだということを国法がソークラテースに説き聞かせるところの要点を整理してみたが、最後に語られている黄泉路での裁きということの存在を言う国法の語り方は、思うに、我々の言う「理由の空間」とか「魂の国制」とかといったそのことに対してその奥行きを与えるものだとも言えまじょうか。我々が正義に従ってこそ生きなければならないのだということはそれ程までの問題なのであり、我々の重んじたい「個人の尊厳」というものもむしろその黄泉路までを相手にしてこそ言われなくてはならぬもののようなのです。我々は何か気軽に「個人の尊厳」の前には国家もひれ伏すべきだと思ふようですが、そう思う人ははたしてまた黄泉路もまた「個人の尊厳」にひれ伏すべきだと考えられるのでしょうか。恐らく、もし真実そうも思われるのであれば、我々が以上に考え続けたことからして、その意味での「個人の尊厳」を思う思想は一つの透徹した深みを持った真実の名に価いする思想だと言えることでしょう。「愛国心教育」などというものも、すべからず、そのような黄泉路に対する人間の人間としての恐れとともにこそ行われなければならないのではないのでしょうか。

〔あとがき〕

この一文は教員免許状更新のために研修を受けられる方々への講義のためにまさに講義口調で認められたものであ

り、その限り一切の「論文的な装い」は無視されていることを断っておく。

(平成二十年十二月十日午前七時三十八分摺筆)